

令和8年（フ）第330号

愛媛県松山市和泉北1丁目10番26号 コーポ相原103号

債務者 植木 規隆

- 1 決定年月日時 令和8年10月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月7日まで
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第465号

熊本県宇城市松橋町両仲間246番地17

債務者 向田 章孝

- 1 決定年月日時 令和8年10月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月7日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第517号

熊本市西区花園2丁目14番21—308号 井芹団地4棟

債務者 荒木 節子

- 1 決定年月日時 令和8年10月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月7日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第140号

鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地3
県営ウッドタウン宮協団地4号棟201号

債務者 寺園 綾子

- 1 決定年月日時 令和8年10月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月7日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和8年（フ）第383号

沖縄県那覇市繁多川4丁目12番52号 大喜荘202

債務者 平川 淳子

- 1 決定年月日時 令和8年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月7日まで
那覇地方裁判所民事第3部

破産手続廃止

令和8年（フ）第480号

千葉県柏市かやの町2番38号

破産者 株式会社クライム

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第488号

千葉県鎌ヶ谷市中央2丁目15番32号

破産者 有限会社塩川住宅サービス

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第489号

千葉県鎌ヶ谷市中央2丁目15番32号

破産者 塩川 国博

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第506号

千葉県松戸市大金平1丁目33番地の3 小金城址バストラルハイム303号

破産者 山下 知優

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第508号

千葉県松戸市大金平5丁目373番地の4

破産者 原田 和樹

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第512号

千葉県鎌ヶ谷市道野辺中央1丁目6番18—205号

破産者 須貝 英俊（旧姓村松）

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第537号

千葉県野田市宮崎1—15 4号棟、住民票上の住所静岡市駿河区小鹿1丁目16番18号

破産者 長谷川孝生

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第548号

千葉県柏市増尾6丁目2番14号 コーポ鈴1番館205号

破産者 國塚 誠

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第556号

千葉県柏市柏1365番地8 クレストフォルム柏サウスウイング807号

破産者 松倉 亮太

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第561号

栃木県小山市大字土塔247番地26

破産者 株式会社桜建興業

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第562号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢1丁目2番15—202号、
前住所千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山5丁目1番18号

破産者 武藤 行正

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第583号

東京都中央区日本橋浜町3丁目35番5号

破産者 株式会社クライム

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第55号

鹿児島県出水市上鯖淵621番地4 駅東ビル102号

破産者 F・Pカンパニー株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年（フ）第561号

相模原市南区下溝2029番地7

破産者 株式会社AK Service

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第106号

愛知県江南市古知野町瑞穂82番地江南モロサダビル

破産者 株式会社太陽住宅総合研究所

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所一宮支部